

## NISA（少額投資非課税制度）一部改正のお知らせ

平成 26 年 3 月 31 日に公布された「所得税法の一部を改正する法律」について、NISA に関する改正内容をお知らせします。改正後の制度は平成 27 年 1 月 1 日から施行されます。平成 26 年 12 月末までは適用されませんのでご注意ください。

### 改正内容の概要

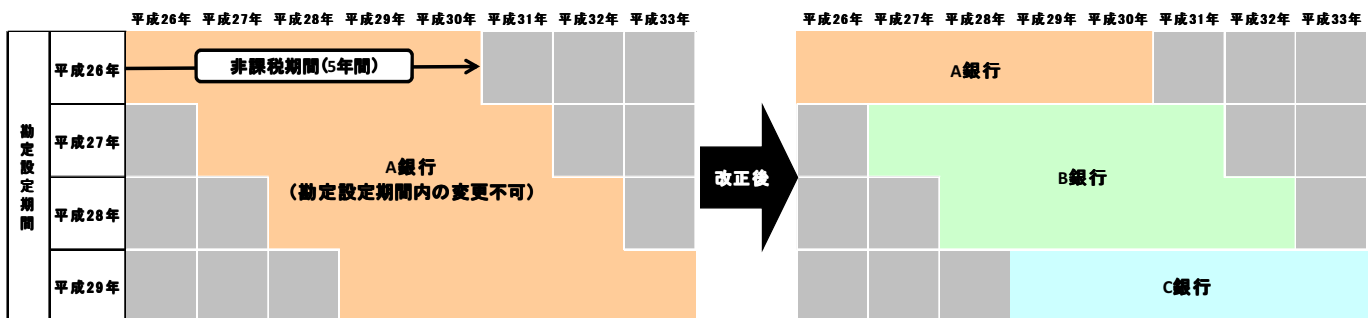
	改正前	改正後
① 同一の勤定設定期間内 <sup>*1</sup> における金融機関の変更	同一の勤定設定期間内は変更できません。	一定の手続の下、 <u>同一の勤定設定期間内であっても非課税投資枠<sup>*2</sup>を設定する金融機関の変更が可能となります。</u> ただし、 <u>変更しようとする年分の非課税投資枠で投資信託等を既に購入していた場合、その年分については金融機関の変更はできません。</u>
② 同一の勤定設定期間内におけるNISA口座廃止後の再開設	再開設はできません。	一定の手続の下、 <u>NISA口座の再開設が可能となります。</u> ただし、 <u>廃止した年分の非課税投資枠で既に投資信託等を購入していた場合、その年分についてはNISA口座の再開設はできません。</u>

\*1 勤定設定期間とは以下の3つの期間をいいます。

- ① 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間（4年間） ② 平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間（4年間）  
③ 平成34年1月1日から平成35年12月31日までの期間（2年間）

\*2 本資料では、非課税口座内の各年の非課税管理勘定を非課税投資枠と称しています。

### 同一の勤定設定期間において金融機関の変更が可能となる概略図



### 制度改正についてのQ & A

- Q. 平成 26 年に A 銀行で NISA 口座を開設し、その年の非課税投資枠で投資信託を購入しました。平成 27 年に B 銀行で NISA 口座を開設できますか？
- A. 一定の手続の下、平成 27 年に B 銀行で NISA 口座を開設できます。ただし、既に A 銀行の平成 27 年分の非課税投資枠で投資信託を購入している場合、平成 27 年は B 銀行で NISA 口座を開設することはできません。この場合、平成 28 年から B 銀行で NISA 口座を開設できます。手続の詳細は現在未定であり、決定次第改めてお知らせします。
- Q. 上記の通り金融機関を変更した場合、平成 26 年に A 銀行で購入した投資信託はどうなりますか？
- A. 金融機関変更前に A 銀行で購入した投資信託は、金融機関変更後も A 銀行の NISA 口座で保有することになります。B 銀行の NISA 口座に移管されることはありません。

このお知らせは、平成 26 年 7 月 29 日現在の法令等に基づき作成しており、今後の法令改正等により変更となる可能性があります。